

国境なき医師団日本 役員報酬内規

第1条 目的

本内規は、特定非営利活動法人国境なき医師団日本定款第3章第21条を補完するために制定する。

第2条. 報酬

役員の数全体の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

第3条. 報酬の支払日

役員の前払いは、毎月末日とする。

第4条. 報酬の支払い

役員の前払いは、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員の前払いから控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき前払いの金額から、その金額を控除して支払うものとする。

第5条 内規の改正

本内規の改正は理事会の議決を経て行う。

第6条 実施

本内規は2014年5月9日からこれを実施する。

第4章 給与

第15条 給与

1. 職員の給与は、職位および職責を基本に決定する。

管理職	ジェネラル・ディレクター／事務局長	
	ディレクター	または同等の職責
	ヘッド	または同等の職責
	マネジャー	または同等の職責
非管理職	シニア・オフィサー	または同等の職責
	オフィサー	または同等の職責
	ジュニア・オフィサー	または同等の職責

2. 給与は、職員の職務内容、職責、職務能力等を考慮して各人ごとに定める月俸制とする。ただし、有期雇用契約で雇用された職員については、日給または時間給による場合があり、個別の契約書で定める。
3. 非管理職の月俸は基本給と20時間分の時間外勤務手当を含むものとする。時間外勤務手当には、月の所定総労働時間を超える時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、法定休日勤務手当を含むものとする。月20時間を超える残業については事前に所属長の承認を得なければならない。
4. 管理職は時間外勤務手当の対象とならない。管理職の月俸には基本給と20時間分の深夜勤務手当を含むものとする。
5. 本団体は、人事考課の結果、職責の変更、物価の推移等を考慮して給与の増減の見直しを行う。

第16条 給与の支払

1. 給与は暦月の1日から末日までを支給対象期間とする。
2. 給与の支給日は毎月25日に職員が指定した国内の銀行口座に支給する。ただし、当日が休日のときはその直前の営業日を支給日とする。
3. 雇用月、退職月、休職、復職や欠勤などで、支給対象期間が1カ月未満の場合は、支給対象日数に基づき日割り計算によって支給する。なお、遅刻、早退、不就業によって給与を控除する場合には、その時間分の給与を控除して支給する。
4. 支給額の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、控除額に1円未満の端数が生じたときはこの端数を切り捨てる。
5. 給与からは、下記の項目を控除する。
 - 1) 所得税、住民税、社会保険料、その他法令に定められたもの
 - 2) 社員の過半数を代表する者との書面協定により給与から控除することとしたもの

第17条 手当

1. (通勤手当) 通勤手当は、日額(往復)2,200円までの範囲内において、職員の自宅(複数ある場合には

本団体事務局から近い方を自宅とする。) から本団体事務局までの最も経済的な経路によって公共交通機関を利用して通勤する際に要する実費に相当する額を、事務局への出勤日数に応じて翌月に支給する。職員は、所定の方法で、通勤した日を遅滞なく本団体に報告しなければならない。

2. (子供手当) 18歳以下の税務上被扶養者である子供を扶養する職員には、月額15,000円の子供手当を支給する。ただし、対象となる職員の子供が、既に本団体またはMSFの他の機関によって子供手当を支払われている場合は、本団体は当該子供に対する子供手当の支給を行わない。
3. 勤務期間が1カ月未満の場合、手当は暦月の勤務日数に基づき日割り計算によって支給する。支給額の計算上、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、控除額に1円未満の端数が生じたときはこの端数を切り捨てる。

第18条 時間外勤務手当等

1. 非管理職の職員には、以下の割増率による時間外勤務手当を支給する。なお、時間外勤務手当は、翌月に支払う。

1) 月の法定給労働時間を越えた勤務	25%
2) 深夜勤務 22時から5時まで	25%
3) 法定休日勤務	35%

第19条 年次有給休暇等の給与

1. 本団体は、年次有給休暇その他本就業規則において有給と定められている休暇に対し、通常の給与を支払う。

第20条 臨時休業の賃金

1. 本団体の責めに帰すべき事由により、職員を休業させた場合は、民法の定めにかかわらず、労働基準法第26条の休業手当を支払う。

第21条 ならしのための勤務等に関する取り扱い

1. 第32条7項が定める復職に向けたならしのための勤務等について、給与支払いの有無、その金額等については、同条項に基づき、本団体が定める。

(抜粋以上)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本	事業年度	R3年1月1日~R3年12月31日
-----	--------------------	------	-------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
一般個人寄付収入	10,434,880,219 円
一般法人寄付収入	656,981,839 円
その他団体寄付収入	78,556,758 円
外務省国際機関等拠出金	0 円
他のMSFからのグラント	750,732,410 円
アソシエーション会費収入	536,931 円
利息収入および評価益等	5,824,097 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	11,927,512,254 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	令和3年1月1日～令和3年12月31日	3,521,160円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年1月1日 ~ 令和3年12月31日
------	-----------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
78	466,732,312円

別紙 ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/03/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/9/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/03/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/02/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/03/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/01/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/01/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/05/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/06/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/06/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円。	2021/01/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/06/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円×4.5	2021/01/25	13,500	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円。	2021/02/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/03/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/8/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/04/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円。	2021/06/30	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円。	2021/8/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円。	2021/10/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/8/25	3,341	

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×2	2021/11/25	6,682	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/07/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/06/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×2	2021/12/27	6,682	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/8/31	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×3	2021/12/27	10,023	
		コンサルティング料	2021/9/30	400,000	
		コンサルティング料	2021/10/25	400,000	
		コンサルティング料	2021/11/25	400,000	
		コンサルティング料	2021/12/27	400,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/06/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/9/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/8/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/9/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/04/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/03/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/9/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/04/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/01/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/03/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/04/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/9/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2	2021/01/25	1,670	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2	2021/02/25	1,670	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/02/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/03/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×3	2021/01/25	10,023	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/07/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円。	2021/12/27	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/05/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/01/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/02/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×3	2021/8/25	10,023	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/12/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×2.5	2021/01/25	8,352	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/9/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/01/25	3,341	

取引先の氏名等	法人との 関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/07/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×2	2021/12/27	16,705	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/04/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×2.5	2021/01/25	8,352	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×1.5	2021/02/25	5,011	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/05/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×2.5	2021/12/27	8,352	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円×2	2021/06/25	6,682	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/07/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/01/25	3,341	
講演会等の日当、1回あたり3,341円。	2021/8/31	3,341			

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		R3.02.16	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.03.16	91,250,000円	人道援助活動支援
		R3.03.16	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.03.16	1,555,795,507円	人道援助活動支援
		R3.03.16	215,200,000円	人道援助活動支援
		R3.03.16	97,250,000円	人道援助活動支援
		R3.03.16	364,100,000円	人道援助活動支援
		R3.03.16	91,250,000円	人道援助活動支援
		R3.04.20	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.04.20	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.04.20	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.04.20	357,000,000円	人道援助活動支援
		R3.04.20	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.05.18	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.06.23	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.07.21	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.07.21	357,100,000円	人道援助活動支援

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		R3.07.21	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.07.21	357,000,000円	人道援助活動支援
		R3.07.21	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.08.25	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.09.22	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.10.21	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.10.21	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.10.21	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.10.21	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.10.21	89,280,000円	人道援助活動支援
		R3.11.17	29,760,000円	人道援助活動支援
		R3.11.17	357,100,000円	人道援助活動支援
		R3.11.17	29,760,000円	人道援助活動支援
		R3.11.17	119,000,000円	人道援助活動支援
		R3.11.17	29,760,000円	人道援助活動支援
		R3.12.22	32,450,000円	人道援助活動支援
		R3.12.22	700,000,000円	人道援助活動支援
		R3.12.22	362,500,000円	人道援助活動支援

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
[Redacted]		R3.12.22	32,450,000円	人道援助活動支援
		R3.12.22	191,216,155円	人道援助活動支援
		R3.12.22	130,000,000円	人道援助活動支援
		R3.12.22	32,450,000円	人道援助活動支援
		合 計	9,549,811,662円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
2021.01.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	61,475,715円
2021.01.25	シンガポール共和国の個人へコンサルタント費用の支払	729,680円
2021.01.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	1,563,600円
2021.01.25	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	101,392円
2021.02.16	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	169,150円
2021.03.05	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	106,491円
2021.03.16	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	88,933円
2021.03.16	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	4,257,435円
2021.03.16	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	118,054円
2021.03.16	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	2,190,721円
2021.03.16	香港国の事務局へ立替経費の支払	2,256,122円
2021.03.16	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	171,119円
2021.03.16	アメリカ合衆国の支部へ立替経費の支払	81,973円
2021.03.31	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,477,346円
2021.04.02	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,277,296円
2021.04.20	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	849,597円
2021.04.20	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	184,014円
2021.04.20	香港国の事務局へ立替経費の支払	2,284,677円
2021.04.23	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	817,089円
2021.05.18	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,207,187円
2021.05.21	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,068,894円
2021.05.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	7,497,101円
2021.05.25	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	4,001,602円
2021.05.31	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	982,863円
2021.06.18	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	939,286円
2021.06.23	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	5,086,701円
2021.06.23	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	372,920円

実施日	使途	金額
2021.06.23	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	289,701円
2021.06.23	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,236,674円
2021.06.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	38,616,310円
2021.06.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	4,555,100円
2021.06.25	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	1,951,110円
2021.06.30	イギリス国の個人へのコンサルタント費用の支払	20,000円
2021.07.01	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	556,100円
2021.07.16	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	560,317円
2021.07.21	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	1,393,028円
2021.07.21	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,040,946円
2021.07.26	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,830,050円
2021.07.26	セネガル国の個人へのコンサルタント費用の支払	130,190円
2021.07.30	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	657,720円
2021.08.20	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,024,857円
2021.08.31	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,468,981円
2021.08.31	ノルウェー国の企業へライセンス費用の支払	28,620円
2021.09.22	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	273,505円
2021.09.30	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,176,318円
2021.10.08	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	7,314,336円
2021.10.08	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	320,376円
2021.10.08	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	800,940円
2021.10.21	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	1,412,370円
2021.10.21	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への未収金、未払金の支払	1,663,678円
2021.10.29	シンガポール共和国の個人へコンサルタント費用の支払	321,813円
2021.11.05	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	353,769円
2021.11.12	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	23,994,716円
2021.11.17	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	3,607,886円
2021.11.17	香港国の事務局へ立替経費の支払	6,716,900円

実施日	使 途	金 額
2021.11.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	1,691,342円
2021.11.30	オーストラリア国の企業へのコンサルタティング費用の支払	3,853,237円
2021.11.30	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	37,911円
2021.12.17	イギリス国の個人へのコンサルタント費用の支払	164,300円
2021.12.22	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	1,679,025円
2021.12.22	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への未収金、未払金の支払	219,239,574円
2021.12.27	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	622,196円
2021.12.27	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	286,460円
2021.12.27	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	3,370円
2021.12.27	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	241,983円
2021.12.27	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	806,610円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和3年1月1日 ～令和3年12月31日	10人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

中嶋 優子		理事										平成29年3月26日就任 令和3年3月25日退任
吉野 美幸		理事										平成29年3月26日就任 令和3年3月25日退任
櫻井理咲子		理事										平成31年3月26日就任 令和3年3月25日退任
辻坂 文子		理事										令和2年3月25日就任 令和3年3月24日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

特定非営利活動法人 国境なき医師団日本

自 2021年1月1日
至 2021年12月31日

有限責任 あずさ監査法人
2022年3月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2022年3月11日

特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
会長 久留宮 隆 殿

有限責任

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人 国境なき医師団日本の2021年1月1日から2021年12月31日までの2021年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、及び財務諸表に対する注記並びに財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		○

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		○

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	○	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	---

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要
------	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ